熊本	0.987	0.961	1.015	1.476	
大分	0.998	0.945	1.015		
宮崎	0.990	0.962	1.020		
鹿児島	0.982	0.952	1.013		
沖縄	0.972	0.909	0.999	1.035	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和二年度分の普通交付税から適用する。

○総務省令第七十三号

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）及び同法において準用する地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月三十一日

総務大臣　高市　早苗

地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令

地方特例交付金に関する省令（平成十一年自治省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（各地方公共団体に交付すべき個人住民税減収補塡特例交付金の算定方法） **第四条**　［略］ ２　法第三条第二項の規定によって各都道府県及び各市町村に対して交付すべき個人住民税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。 算式 Ａ×α 算式の符号 Ａ　住宅借入金等特別税額控除見込額 α　0.9622440 ３　［略］ （各地方公共団体に交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の算定方法） **第四条の二**　法第三条の二第二項の総務省令で定める各都道府県の自動車税減収見込額は、地方税法附則第十二条の二の十第二項の規定による非課税及び同法附則第十二条の二の十二第二項の規定による税率の特例による当該年度の五月末現在における都道府県の自動車税減収見込額として総務大臣が調査した額（次項において「自動車税減収見込額」という。）とする。	（各地方公共団体に交付すべき個人住民税減収補塡特例交付金の算定方法） **第四条**　［同上］ ２　法第三条第二項の規定によって各都道府県及び各市町村に対して交付すべき個人住民税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額とする。 算式 Ａ×α 算式の符号 Ａ　住宅借入金等特別税額控除見込額 α　1.0051088 ３　［同上］ （各地方公共団体に交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の算定方法） **第四条の二**　法第三条の二第二項の総務省令で定める各都道府県の自動車税減収見込額は、次の算式によって算定した額（次項において「自動車税減収見込額」という。）とする。 算式 Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ 算式の符号 Ａ　次の算式によって算定した額 算式 ａ／0.03×0.01